

# 「消費税 課税事業者 指導会」開催のお知らせ

忘れていませんか？ ご自身が消費税の課税事業者であることを…

## ◇ 消費税は課税売上高が 1000 万円を超えた年の翌々年から申告義務が発生します。(注)

例えば平成 30 年分の課税売上高が 1200 万円だった場合、令和 2 年は課税事業者となります。仮に令和 2 年分の課税売上高が 730 万円であっても申告・納税の義務があります。

もし、ご自身が課税事業者であることを理解していないで、令和 2 年分の消費税の申告をせずに、税務署の指摘により期限後に申告した場合は、本税の他に無申告加算税、延滞税などが加算される場合があります、負担が増えてしまいます。

(注) 基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であっても、特定期間（その年の前年の 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間）における課税売上高及び給与等支払額の合計額がいずれも 1,000 万円を超える場合、当該課税期間は課税事業者となります。

平成 30 年	令和元年	令和 2 年
課税売上高 1200 万円		課税売上高 730 万円
↓		
令和 2 年は課税事業者となる		申告・納税義務あり (課税事業者)

## ◇ 令和元年 10 月 1 日より、消費税及び地方消費税の税率が 8%から 10%に引き上げられ、同時に、消費税の軽減税率制度が実施されております。

区分	適用時期	令和元年 10 月 1 日から	
		軽減税率	標準税率
消費税率		6.24%	7.8%
地方消費税率		1.76% (消費税額の 22/78)	2.2% (消費税額の 22/78)
合計		8.0%	10.0%



## ◇ 帳簿及び請求書等の記載と保存(令和元年 10 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日)

軽減税率の対象品目の売上や仕入(経費)がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)の発行や記帳などの経理(区分経理)を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

中小事業者(基準期間における税抜き課税売上高が 5,000 万円以下の事業者)は、課税仕入等を税率ごとに区分することが困難なときには、令和元年分から令和 2 年分の課税期間については、適用を受けようとする課税期間の末日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、提出したその年分から同制度の適用を受けることができます。

## ～ 開催日時 ～

日 時	会 場	所在地
11月26日(木) 9:00時～15:00時	大和青色申告会 事務局	大和市桜森2-3-9 クリオ相模大塚壺番館1F
11月27日(金) 12:00時～13:00時は 休憩とさせていただきます。		

※ 上記のうち都合の良い日時にご出席ください

- ◆ 申込方法 右記の QR コード又は電話にて事前予約をお願い致します。
- ◆ 参加費 無料
- ◆ 持ち物 平成 30 及び令和元年分 青色申告決算書または収支内訳書、計算用具、筆記用具、諸帳簿、印鑑



予約ページ  
QRコード

## お問い合わせ先



### 一般社団法人 大和青色申告会

〒242-0028 大和市桜森2-3-9 クリオ相模大塚壺番館1F  
TEL 046(262)5111 FAX 046(262)5113  
ホームページ <http://www.shokonet.or.jp/aoiro/yamato/>



ホームページ  
QRコード